



島根県報

平成28年10月14日（金）

号外 第 164 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管（2件）

（河 川 課） 2

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成28年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶 1 隻

係留施設及びその他附属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系湯谷川において、出雲市平田町地内

(2) 日時

平成28年9月3日9時30分から同日10時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成28年9月3日 10時00分

(2) 場所

出雲市斐川町三分市1483

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所
が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成28年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶 1 隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系平田船川において、出雲市園町地内

(2) 日時

平成28年9月3日10時30分から同日11時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成28年9月3日 11時00分

(2) 場所

出雲市斐川町三分市1483

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所
が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632